**運営規程（例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| 児童福祉法に基づく○○○（障害児相談支援事業）運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、障害児等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。  ２　事業所は、障害児等の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立って、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス又は障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。  ３　事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。  ４　事業所は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。  ５　前四項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定障害児相談支援を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　指定障害児相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　茨木市◎◎町○丁目△番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名（常勤職員）  管理者は、職員の管理、指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員　○名以上  相談支援専門員は、地域の障害児等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及び障害児支援利用計画(障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助)に関する次の業務を行う。  （ア）アセスメントを実施すること。  （イ）障害児支援利用計画（案を含む）を作成すること。  （ウ）障害児支援利用計画書を障害児等に交付すること。  （エ）モニタリングを実施すること。  （オ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。  （カ）障害児等からの依頼により、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。  （キ）その他必要な相談及び援助。  （３）事務職員　○名  　　　事務職員は、必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間等）  第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （４）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  （指定障害児相談支援を提供する主たる対象者）  第６条　事業所において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）障害児（法第４条規定する18歳未満の身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、発達に障害のある児童）  （指定障害児相談支援の提供方法及び内容）  第７条　事業所で行う指定障害児相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。  （１）地域の障害児等からの日常生活全般に関する相談  　障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。  （２）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施  （ア）適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や障害児等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。  　（イ）障害児等の居宅を訪問し、障害児等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を障害児等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。  （３）障害児支援利用計画案の作成  　　（ア）アセスメントに基づき、福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。  　（イ）障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法21条の５の２の第１項に規定する、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、障害児支援利用計画案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  　（ウ）障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を交付するものとする。  （４）サービス担当者会議の開催  　　　　障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、担当者に対する照会等により、障害児支援利用計画案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。  （５）障害児支援利用計画の作成  　（ア）前号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。  　（イ）障害児支援利用計画を作成した際には、障害児支援利用計画を障害児及びその家族並びに担当者に交付するものとする。  （６）モニタリング（障害児支援利用計画の実施状況の把握）の実施  　（ア）障害児等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、法第６条の２の２第９項に規定する内閣府令で定める期間ごとに、利用者等の居宅等を訪問し、障害児等に面接し、その結果を記録するものとする。  　（イ）モニタリングの結果、必要に応じて障害児支援利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  （７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （１）から（６）に附帯するその他必要な支援、相談、助言。  （障害児の保護者から受領する費用の額等）  第８条　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児の保護者から法第24条の26第２項の規定により算定された障害児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。  ２　前項のほか、第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円  ３　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害児の保護者の同意を得るものとする。  ４　第１項から第２項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った障害児の保護者に対し交付するものとする。  （利用者負担額等に係る管理）  第９条　事業所は、指定障害児相談支援を提供している計画作成対象障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定障害児通所支援につき法第21条の５の３第２項第２号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象者に対し指定障害児通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。  （通常の事業の実施地域）  第１０条　通常の事業の実施地域は、茨木市、○○市○○区、××市及び△△市の全域とする。  （緊急時及び事故発生時等における対応方法）  第１１条　指定障害児相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。  ３　指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （苦情解決）  第１２条　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関する障害児及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。  ３　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の３の３第３項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ５　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57の３の２第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ６　事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。  ７　事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１３条　事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）苦情解決体制の整備  （３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （４）虐待防止委員会の設置等  （個人情報の保護）  第１４条　事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他障害児通所支援事業所等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１５条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ３　事業所は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○○年○月○日から施行する。  附　則  この規程は、令和○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※「茨木市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。  ※「（常勤職員）・・・」⇒管理者が相談支援専門員を兼務する場合は、「（常勤職員。相談支援専門員兼務）」等と記載する。  ※「（常勤職員）・・・」⇒相談支援専門員が管理者を兼務する場合は、「（常勤職員。管理者兼務）」等と記載する。  ※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。  ※事業者は、前項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅等においてサービスを行う場合、利用者から、従業者の通常の事業の実施地域を越えての移動に要する実費の支払を受けることができます。  ※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載する。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。  ※左記（１）～（４）は必須。  　他に定める事項があれば、記載する。  ※運営規程を変更する場合は、「附則　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |